

富山家庭裁判所委員会（第4回）議事概要

1 日時

平成16年12月10日（金）午前10時から午後零時まで

2 場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

東博幸，加藤愛理子，手崎政人，塚野州一，前島勝三（委員長），吉浦邦彦，
和田悟

※ 辻勤治，布村武信，湯麗敏の各委員は欠席

(2) 事務担当者

太田事務局長，安部首席家裁調査官，高橋首席書記官，花井事務局次長，青
木総務課長，大塚総務課課長補佐

4 進行次第

(1) 委員長あいさつ

(2) 意見交換

テーマ「家庭，学校，地域等，少年を取り巻く社会環境及び少年の現状」

「家庭裁判所における処遇の在り方」

内容は，別紙のとおり

(3) 次回テーマ

補導委託先，試験観察について引き続き御意見をうかがい，さらに「家庭裁
判所における処遇の在り方」のうち，保護的措置（社会奉仕活動），保護者に
対する措置の充実及び被害者対応の充実に絞って取り上げる。

(4) 次回開催日時

平成17年4月22日（金）午前10時から午後零時まで

(別紙)

意見交換 (■委員長 □委員 △裁判所の説明者)

- 前回質問があった少年事件の凶悪化や低年齢の実態について御意見をうかがいたい。
- 近年、殺人は増えていないが強盗が増えている。富山でも殺人は増えておらず、3年前に上市で起きた事件は傷害致死なので殺人には含まれない。強盗の件数は、傷害致死に比べて3倍以上ある。
- 凶悪化という場合、事件数が増えたことでいうのか、人を人として扱わないというような人間性の部分なのかということが混在していると思う。その内容によって対応の仕方も違ってくるのではないか。
- 昔は脅かしてお金を出させる恐喝が多かったが、今は刃物で抵抗できなくして取る強盗が多い。特に路上強盗が多い、いわゆるオヤジ狩りである。殺人は殺し方が残虐になったかという点、そうも言えない。今の少年事件は集団でやるケースが多く、そのためにやり過ぎて被害者が死ぬこともある。ナイフなど凶器を使うケースも増えている。
- マスコミが凶悪事件を取り上げる頻度という点ではどうか。
- 少年法改正が社会を動かすきっかけにはなる。特別な事件があると凶悪化といわれるが、もう少しその態様を綿密にとらえる必要がある。
- 最近は被害者も少年であるケースが多く、亡くなった少年の保護者がアピールするから、マスコミも従来は取り上げなかったものが今は取り上げるようになった。少年非行に対する社会の関心が高まり、また、少年といえども何でも許されるものではないという風潮になったということもある。
- 少年審判と処遇について御意見をうかがいたい。
- 不処分や審判不開始の場合にも少年に対する教育的効果はあるのか。
- △ 処分が甘いと言われることがあるが、裁判所が何もしないということではない。審判不開始は、家庭裁判所調査官が面接や学校照会などの調査をした結果、審判をする必要がないと判断したものである。そういう事件は万引きや自転車盗など軽微なものである。少年は警察で叱られ、学校でも叱られ、家庭裁判所調査官も反省文を出させたりして十分に指導した上なので、更に審判をして保護処分まで受けさせなくてもよいということである。もちろん何度も繰り返す少年には審判

をする必要がある。

保護処分では、少年院送致は少なく、保護観察が多い。保護観察では、保護司が少年と日常的に接触して指導している。保護司は民間の自営業の方に多忙な中をボランティアのようにやってもらっている。

- 保護司の選考に関与したことがある。高齢化して多忙でもあるようだが、少年とのコミュニケーションがちゃんととれるのだろうかと思う。高岡法科大学生が保護観察中の少年とバスケットボールをして交流したという新聞記事があったが、若い人同士の方が効果があるのではないか。
- 保護観察中の少年については保護観察所が担当しており、裁判所がどうこうできるものではない。どの保護司が担当するかについても地域で決まっているようだ。
- △ 裁判所も審判で終局する前の段階において、少年に対していろいろな措置をしている。試験観察に付して少年に社会奉仕活動をしてもらうことがある。施設や保育園などに通って職員の手伝いをするというもので、ペナルティではなく社会に奉仕しながら人間関係を学び社会性を身に付けてもらうのである。街頭の清掃作業などしている裁判所もあると聞いている。また、試験観察の中には、身柄付き補導委託という一緒に生活しながら社会生活を学んでもらうという形態もある。試験観察の効果が上がるように少年とよく話し合っている。特に補導委託は、少年自身にやる気がないと効果が上がらない。このように試験観察は、少年に対する教育的措置を加えながら少年の行動を観察し、その結果によって処分を決めるものであり、結果によっては不処分にすることもある。
- 補導委託先は十分足りているか。
- △ 補導委託は、あらかじめ委託先として登録したところに委託することが原則である。登録数は少なく、足りているとは言えない。金沢、福井、名古屋の家庭裁判所が登録している委託先を紹介してもらうことも多い。登録していないところに補導委託をすることもできるが、この場合は、一件一件について適当なところを探し、当該少年との適合性を慎重に検討するので事例は少ない。

最近の少年は、職業訓練的な委託先は嫌がって、ボランティア活動的な所を好むようだ。

委託先には、更生保護法人、保育園、知的障害者施設、お寺及び飲食業などが

ある。かつては、環境を変えるという意味で山奥で住み込みで土木作業をするということもあったが、今は少ない。住み込みは同世代の者がいなくて寂しいからという少年もいる。少年が働きたいところと提供できる委託先とが合わないこともある。保育園は、数日通って保育士の補助を行うのだが、子ども達がたくさん自分に寄ってきてくれるので、そういう経験をしたことがない少年にとって良い体験になっている。

- 補導委託には通いや住み込みという形態やいろいろな施設などもあり、多様なメニューがあることを初めて知った。委託先についての情報をもっと発信したらどうか。
- 少年のプライバシーの問題があるからなかなか難しい問題である。委託先としても、うちは非行少年を預かっているとアピールすることもできない。
- 富山型のデイサービスがあるが、そこは少年がいても違和感はない所であると思う。受け入れ先の負担が最小限で済むなら紹介できる。清掃活動は、社会奉仕としては一番簡単だが、人と出会わないので効果が少ないと思う。もっと人と関わる仕事が必要ではないか。学生ボランティアは、年齢が近いと逆にわだかまりがあるのでかえって難しいのではないか。
- 補導委託先の開拓に苦勞しているということだが、少年が補導委託によって立ち直ったというよい実例をもっと社会に紹介してアピールしてはどうか。
- 従来から部内誌では紹介されていたが、今後は、少年のプライバシーに配慮しながら積極的に委託先の開拓に努めたい。
- 少年のプライバシーの保護ということだが、補導委託は少年のプライバシーを知って受け入れているのか。少年が自分の過去を少しずつ話しながらというのがよいと思う。それは社会の中で知られてもやっていけるということになるからである。
- 少年のプライバシーを裁判所から委託先に提供することはできない。少年自身が語ることはよいが、委託先が少年から聞き出すことはないし、周囲の人や取引先などに言うこともない。
- 文化の違いとも言えるが、周囲の対応が必ずしもスムーズとはいえないから、少年の更生にとってよいか悪いか意見が分かれるところだと思う。
- 少年とは関係がないが、一般市民が裁判所を利用して感じた声を取り上げるア

ンケート等の方策を考えてはどうか。いくつかの裁判所では既にやっていると聞いている。

- ご意見として承っておく。